

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	○			38	第2章	第3節	8	(5)	ウ				下水道(雨水)	<p>ア 下水道(雨水)は現在、整備事業区域内には整備されていないが、既設水路を利用し、北側の雨水幹線へ流下している。</p> <p>イ 整備事業区域内の雨水(本管)は、本事業に伴い新たに整備し、周辺の雨水枝線や雨水幹線へ接続すること。その計画は事業者の提案によるが、流域面積を考慮し、管理者・水利関係者等と協議のうえ計画を行い決定すること。</p> <p>事業用地内の他、背後地からの流入がある場合は、その区域も流域面積とするものとする。(閲覧資料4 流域図 参照)</p> <p>ウ 一時貯留施設として地下式調整池を設置するだけでなく、浸透施設(浸透ますや有孔管)との併用も考慮すること。</p> <p>エ 地下式調整池は、多目的広場等で雨水流出抑制機能(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する地下貯水槽)を確保し、運動公園整備に伴う下流域の雨水幹線や雨水枝線等の既設水路への影響が生じないように計画すること。</p> <p>オ 地下式調整池の貯水池規模は、流域面積や各基準に適合した計算に基づき算出すること。</p> <p>カ 地下式調整池内に貯留された雨水は、排水ポンプ設備等により、放流する構造とすること。その計画は事業者の提案による。</p> <p>キ 工事期間中の雨水排水方法及び計画規模については、事業者の提案によるものとする。ただし、管理者・水利関係者等と協議のうえ計画を行い決定すること。</p>	<p>ア 下水道(雨水)は現在、整備事業区域内には整備されていないが、既設水路を利用し、北側の雨水幹線へ流下している。</p> <p>イ 整備事業区域内の雨水(本管)は、本事業に伴い新たに整備し、周辺の雨水枝線や雨水幹線へ接続すること。その計画は事業者の提案によるが、流域面積を考慮し、管理者・水利関係者等と協議のうえ計画を行い決定すること。</p> <p>事業用地内の他、背後地からの流入がある場合は、その区域も流域面積とするものとする。(閲覧資料4 流域図 参照)</p> <p>ウ 那珂川市開発行為等技術基準に準じて排水計画を立てること。ただし、那珂川市開発行為等技術基準に記載のない事項については、都市計画法に基づく開発行為等の審査基準(福岡県建築都市部開発・盛土指導課)に準じて計画すること。</p> <p>エ 降雨強度(10年確率(排水施設)、30年確率(調整池容量)による流達時間内の平均降雨強度)については、都市計画法に基づく開発行為等の審査基準(福岡県建築都市部開発・盛土指導課)に定める降雨強度又は那珂川市開発行為等技術基準に定める降雨強度のいずれか大きい数値(mm/時)を採用し検討すること。</p> <p>オ 一時貯留施設として地下式調整池を設置するだけでなく、浸透施設(浸透ますや有孔管)との併用も考慮すること。</p> <p>カ 地下式調整池は、多目的広場等で雨水流出抑制機能(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する地下貯水槽)を確保し、運動公園整備に伴う下流域の雨水幹線や雨水枝線等の既設水路への影響が生じないように計画すること。</p> <p>キ 地下式調整池の貯水池規模は、流域面積や各基準に適合した計算に基づき算出すること。</p> <p>ク 地下式調整池内に貯留された雨水は、排水ポンプ設備等により、放流する構造とすること。その計画は事業者の提案による。</p> <p>ケ 工事期間中の雨水排水方法及び計画規模については、事業者の提案によるものとする。ただし、管理者・水利関係者等と協議のうえ計画を行い決定すること。</p>